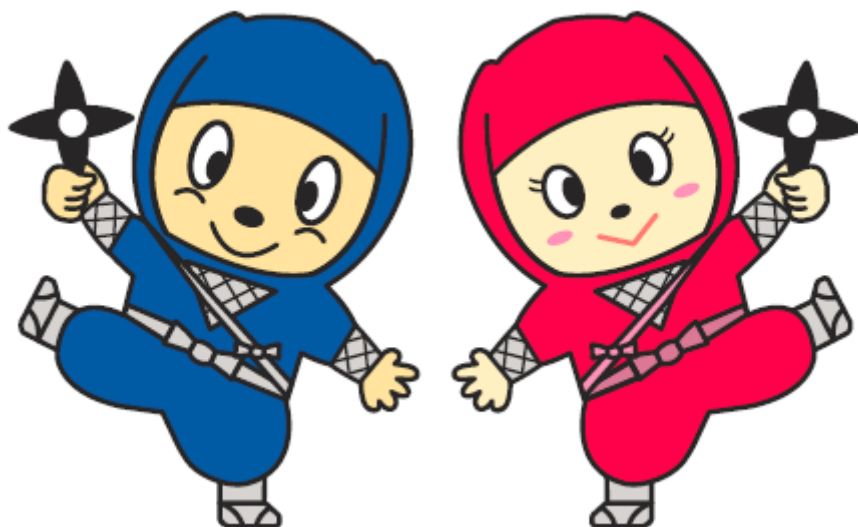


令和4年度 伊賀市 保育所(園)・幼稚園・認定こども園利用案内



本庁	保育幼稚園課 保育係	
〒518-8501	伊賀市四十九町 3184 番地	☎0595-22-9655
伊賀支所	住民福祉課	
〒519-1412	伊賀市下柘植 728 番地	☎0595-45-9105
島ヶ原支所	住民福祉課	
〒519-1711	伊賀市島ヶ原 4913 番地	☎0595-59-2163
阿山支所	住民福祉課	
〒518-1395	伊賀市馬場 1128 番地の 1	☎0595-43-0333
大山田支所	住民福祉課	
〒518-1422	伊賀市平田 656 番地の 1	☎0595-47-1151
青山支所	住民福祉課	
〒518-0292	伊賀市阿保 1411 番地	☎0595-52-3228

子ども・子育て支援法による保育所(園)・幼稚園・認定こども園の申請・利用方法

保育所(園)・幼稚園・認定こども園の利用を希望される場合は、住民登録のある市町村で教育・保育給付認定を受けていただく必要があります。(教育・保育給付認定を受けていない場合、利用できません。)

申請の流れや教育・保育給付認定、利用・保育料の決定等については、この利用案内や利用申込兼教育・保育給付認定申請書裏面の「記入上の注意」をお読みください。

子ども・子育て支援法による教育・保育給付認定の区分

認定区分	内容	主な利用先
1号認定 教育標準時間認定	児童が満3歳以上で教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園(幼稚園部分)
2号認定 満3歳以上保育認定	児童が満3歳以上で保育の必要な事由に該当し、 保育所(園)等での保育を希望する場合	保育所(園) 認定こども園(保育所部分)
3号認定 満3歳未満保育認定	児童が満3歳未満で保育の必要な事由に該当し、 保育所(園)等での保育を希望する場合	保育所(園) 認定こども園(保育所部分)

2号・3号(保育所(園)や預かり保育を利用する場合)の教育・保育給付認定

●保育を必要とする事由と提出が必要な書類

2号・3号教育・保育給付認定を受けるためには、両親(又は児童の面倒を見ている保護者)のいずれもが2ページの表に掲げる区分に該当し、またそれに応じた証明書等の提出が必要となります。

必要な添付書類や指定用紙の詳細については、利用申込兼教育・保育給付認定申請書裏面をご確認ください。指定用紙が必要な場合は、保育幼稚園課保育係・各支所住民福祉課・各保育所(園)までお申し出ください。

●幼児教育・保育の無償化に伴って、幼稚園等の在園児の方が必要な手続き

幼稚園等の在園児の方が預かり保育の無償化給付を受けるためには「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

●保育の必要量(2号及び3号認定のみ)

保育を利用するにあたり申請および提出された書類により区分し認定されます。

【保育標準時間利用】フルタイム就労を想定した利用時間(最長 開所から 18 時まで利用可)

【保育短時間利用】パートタイム就労を想定した利用時間(8:30~16:30 まで利用可)⇒就労・介護・看護・就学時間が1ヶ月あたり概ね 120 時間未満の場合や農業協力者(一部除く)等が該当。

※就労時間帯等により短時間利用者が標準時間を必要とする理由がある場合は、標準時間利用に認定される場合もあります。標準時間利用者が短時間利用を利用することは可能です。

※保育短時間利用の方が保育標準時間利用の開所時間に利用すると、別途延長料金が発生します。

区分	内容	添付書類	保育の必要量 教育・保育給付認定期間
就労	児童の保護者が家庭の内外で家事を離れて仕事をするを常態とし、児童の保育ができない場合	・就労(予定)証明書 ・税務署への開業届または確定申告書の写し(自営業の場合) ・育児休業証明書(就労証明書内「13」に証明欄有)	就労時間による 月 48 時間以上の就労が継続する期間
妊娠・ 出産	児童の保護者が出産の前後のため、児童の保育ができない場合	出産予定児童の母子健康手帳の写し (保護者の名前が記載されたページと 出産予定日がわかるページ)	原則 標準時間 出産予定月と前後2か月
疾病・ 障がい	児童の保護者が病気・負傷・心身に障がいがあることで、児童の保育ができない場合	市指定の診断書 または身体障害者手帳等の写し	原則 標準時間 診断書等に基づき市が必要と認める期間
介護・ 看護・ 付添等	児童の家庭に介護が必要な方や長期にわたる病人、心身に障がいのある方がおり、常時、児童の保護者が介護・看護・通院・通学付添いにあっているため、児童の保育ができない場合	・診断書または身体障害者手帳等の写し ・介護等タイムスケジュール申告書 (介護・看護・通院・通学を付添する方の1週間のタイムスケジュール)	介護・看護時間による 診断書等に基づき市が必要と認める期間
災害 復旧	火災、風水害、地震等の災害により、家屋を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合	要問合せ	原則 標準時間 要問合せ
求職 活動	児童の保護者が求職活動(起業準備を含む)を行っており児童の保育ができない場合	求職活動申告書・誓約書	短時間 認定開始月から3か月間
就学	児童の保護者が就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)のため、児童の保育ができない場合	学校等が発行する在学証明書等の 在学期間・時間が分かる資料	就学時間による 卒業または修了予定日が 属する月の末日まで
虐待等	児童虐待および配偶者からの暴力等により保育が必要であると認められた場合	要問合せ	要問合せ
育児 休業中	育児休業取得中に、就学前(原則、4月で3歳以上児)の児童が施設の利用を希望し必要と認められたり、保護者が令和4年度中に育児休業が終了する場合	育児休業証明書 (就労証明書内「13」に証明欄有)	短時間
その他	上記に類する状態として認められる場合	要問合せ	要問合せ

幼児教育・保育の無償化

幼児教育・保育の無償化の対象・範囲などは次のとおりです。

	保育所(園)・ 認定こども園 (2号・3号認定)	幼稚園・認定こども園(1号認定)		認可外保育施設等 (一時預かり事業、病児保育事業、 ファミリー・サポート・センター事業を含む)
		教育	預かり保育	
3～5歳児クラス	対象	対象	対象(要申請) (上限 11,300 円/月)	対象(要申請) (上限 37,000 円/月)
0～2歳児クラス (市民税非課税世帯)	対象	—	—	対象(要申請) (上限 42,000 円/月)

※幼稚園については、入園できる時期に合わせて満3歳から無償化となります。

(満3歳児…3歳の誕生日を迎えてから最初の3月31日までの子ども)

※預かり保育、認可外保育施設等については、対象事業として市の確認を受けたものに限りです。

※要申請部分の、無償化の対象となるためには「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

【申請に必要な書類】

- ① 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・3号)
 - ② 保育を必要とする事由に応じた添付書類(2ページを確認してください。)
 - ③ マイナンバー(個人番号)申告書 (在園する幼稚園等で、すでに市に提出している場合を除く。)
- ※「保育料」・「預かり保育利用料」共に、利用施設へ利用料をお支払い後、伊賀市へ請求いただきます。請求方法等については別途ご案内いたします。

※保育所(園)・認定こども園に入所している場合は、認可外保育施設等の利用は無償化の対象にはなりません。

※地域型保育・企業主導型保育事業(標準的な利用料)・就学前の障がい児の発達支援も無償化の対象となります。

※すべての費用が無償化の対象となるわけではなく、通園送迎費、給食費、行事費等、無償化の対象にならない費用があります。

保育所(園)や幼稚園へ入所するために必要な書類

①伊賀市保育所(園)・幼稚園・認定こども園利用申込兼教育・保育給付認定申請書(現況届)

児童1名ごとに申請いただきます。

②マイナンバー(個人番号)申告書

令和4年度新規申込の方は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、申請児童と申請児童の保護者のマイナンバーの提出が必要です。マイナンバーを証明する書類と本人確認書類を添えて提出してください。

なお、11月1日以降に申請する場合については、窓口での提示のみとさせていただきます。

マイナンバーを証明する書類

・マイナンバーカード(取得するための申請が必要で、取得までは1カ月半前後かかります)

・マイナンバーが記載された住民票(広域交付住民票を含む)、または住民票記載事項証明書

※通知カードについては、記載事項(名前、住所、生年月日、性別、個人番号)が住民票と一致している、または正しく変更手続きがされている場合に限り、引き続きマイナンバーを証明する書類として使用できます。

③添付書類

幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)への入所申込以外の方は、保育が必要な事由を証明・確認できる書類を提出してください。必要な添付書類の詳細は、2ページまたは利用申込兼教育・保育給付認定申請書裏面を参照してください。

④伊賀市保育料口座振替納入依頼書

0～2歳児クラスの入所申込で、市民税非課税世帯以外の方は保育料が必要です。口座登録は1世帯につき1口座です。兄弟姉妹が2人以上入所される場合でも1枚(1口座)の申請となります。依頼書は金融機関へ提出してください。前年度に口座振替をされていた方で、保護者の変更のない場合は再度提出する必要はありません。

※3～5歳児クラスは給食費(副食分)の納付が必要です。入所決定後、施設から口座振替納入依頼書を別途お渡します。

入所申請の流れ お申し込みできる施設については11 ページの一覧表でご確認ください。

●幼稚園・認定こども園(1号認定)への申し込み ※入園願書は各施設で配布します。

[受付期間] ※いずれも土・日曜日、祝日を除く

〈公立〉桃青の丘幼稚園	2021年(令和3年)9月13日(月) 8時30分～	※先着順
〈私立〉白鳳幼稚園	2021年(令和3年)9月22日(水) 8時30分～	※先着順
〈私立〉認定こども園青山よさみ幼稚園(1号認定)	2021年(令和3年)10月1日(金) 9時～	※先着順

●保育所(園)・認定こども園(2号・3号認定)への申し込み

[受付期間] 2021年(令和3年)10月11日(月)から2021年(令和3年)10月29日(金)
8時30分～17時(土・日曜日、祝日を除く)

※令和4年度の途中入所、または現在妊娠中で出産予定児童の入所を希望する方も必ず受付期間中にお申し込みください。

※一斉申込期間内にお申し込みをいただいた方から入所調整をします。

一斉申込期間を過ぎた場合は、期間内に申し込まれた方よりも入所調整の優先度が下がりますので、ご了承ください。

[受付場所] 第1希望の保育所(園)・認定こども園 (転園希望の方も第1希望へ申請してください。)

教育・保育給付認定と入所の決定

●幼稚園・認定こども園(1号認定)の場合

入園内定者から必要な書類を受付けた後、教育・保育給付認定と同時に入園の手続きを行います。支給認定証は、認定内容の変更時に提出が必要となりますので、大切に保管してください。

●保育所(園)・認定こども園(2号認定・3号認定)の場合

受付後、教育・保育給付認定を行うと同時に入所の選考・利用調整を行います。支給認定証は、認定内容の変更時に提出が必要となりますので、大切に保管してください。

令和4年度一斉募集による入所可否や入所施設の決定のお知らせについては、審査に時間を要するため、2月中旬頃になります。(4月1日入所希望の場合)

教育・保育給付認定証、保育料もしくは給食費についても、入所施設決定と同時に通知いたします。

5月1日以降の入所の方は入所月の前月上旬に通知いたします。

年度途中から保育所(園)を利用される場合、施設の利用状況等により利用開始月も調整させていただくことがありますので予めご了承ください。

また、新規入所の方は、3月に各保育所(園)で説明会を開催する予定です。

保育の優先利用及び入所等についての注意点

●保育の優先利用(2号・3号認定のみ)

伊賀市子ども・子育て支援法による教育・保育給付認定並びに教育・保育施設等の利用調整及び選考に関する規則に基づき判定します。 ※規則については伊賀市ホームページにて掲載

下記に該当する場合は保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。

- ・配偶者のいない方が、20歳未満の児童を扶養している世帯又はそれに準ずる世帯
- ・生活保護世帯で就労支援等により、児童の保育が必要と認められる場合
- ・生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合(母子父子世帯・生活保護世帯を除く)
- ・虐待のおそれがある場合等、社会的擁護が必要な場合
- ・入所児童が障がいを有し、手帳等で確認できる場合
- ・一斉募集期間外の申し込みで、育児休業法による育児休業明けに満1歳以上で入所を希望し、書類等により確認できる場合
- ・兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一保育所(園)等の利用を希望する場合

※希望者が多数いるため希望する施設、またはいずれの施設にも入所できない場合があります。

※就労、就学、介護・看護においては、月に48時間以上常態としていなければ教育・保育給付認定されません。

※申請書や添付書類に虚偽を記入、また事由変更等があった旨を申請しなかったときは、教育・保育給付認定を取り消します。

※0歳児の入所受入については、保育所(園)は生後57日以降の翌月初日から、認定こども園は生後6ヶ月以上から利用可能となります。

保育所(園)・認定こども園3号認定の保育料

利用者負担額一覧表 (3号認定／3歳未満児クラス)

階層	定義		標準時間	短時間
1	生活保護世帯		0円	0円
2	市民税非課税世帯で 右の区分に該当する場合	母子・父子世帯等	0円	0円
3		一般世帯	0円	0円
4	市民税課税世帯で 市民税所得割額の合計が 右の区分に該当する世帯	23,500円未満	9,600円	7,600円
5		23,500円以上	13,900円	11,900円
		48,600円未満		
6		48,600円以上	16,400円	14,400円
		72,000円未満		
7		72,000円以上	20,300円	18,300円
		97,000円未満		
8		97,000円以上	24,300円	22,300円
		113,000円未満		
9		113,000円以上	29,300円	26,300円
		134,000円未満		
10		134,000円以上	33,700円	30,700円
		148,000円未満		
11		148,000円以上	38,100円	35,100円
	169,000円未満			
12	169,000円以上	41,400円	38,400円	
	193,000円未満			
13	193,000円以上	45,900円	42,900円	
	237,000円未満			
14	237,000円以上	47,900円	44,900円	
	301,000円未満			
15	301,000円以上	49,400円	46,400円	

※市民税所得割額は住宅ローン控除等の税額控除前の税額になります。

※兄弟姉妹が同時に保育所(園)へ入所する場合、入所する第2子の保育料は1/2となります。

※保育料は毎年9月に最新の市民税額により見直します。

※保育料の変更が生じる場合は、原則変更の申請や税の更正があった翌月からとなります。

※「3歳未満児クラス」とは年度初日に3歳に達していない児童をいい、年度途中で3歳に達しても年度内の保育料は変更しません。

【国の特例制度】

- ・ひとり親世帯や、児童と同居する障がい者(本人・父母・兄弟姉妹)がいる世帯で、市民税加算対象者(主として児童の父母)の市民税所得割額の合計が 77,101 円未満の場合、第1子の保育料を下記別表のとおりとし、保育所入所の有無に関係なく生計を一にする兄弟が1人以上いる(入所する児童が第2子以降になる)場合、保育料を無料とする。
- ・世帯の市民税加算対象者(主として児童の父母)の市民税所得割額の合計が 57,700 円未満で、保育所入所の有無に関係なく生計を一にする兄弟が1人いる(入所する児童が第2子になる)場合、保育料を1/2とする。

別表

階層	定義	標準時間	短時間	
4	市民税課税世帯で 利用者負担額算定にかかる 主宰者全員の 市民税所得割額の合計が 右の区分に該当する世帯	23,500 円未満	4,800 円	3,800 円
5		23,500 円以上	6,100 円	5,100 円
		48,600 円未満		
6		48,600 円以上	6,100 円	5,100 円
		72,000 円未満		
7	72,000 円以上	6,100 円	5,100 円	

副食費 (3～5歳児のみ)

保育料は無償化されますが、給食にかかる費用はご負担いただきます。金額については下記のとおりです。

公立保育所(園)	私立保育園	私立認定こども園	
4,500 円	4,500 円	1号認定 4,000 円	2号認定 4,500 円

※副食費のみの金額です。上記以外に別途主食費が必要な場合があります。

※副食とは、おかずやおやつ等の費用です。

※上記以外については各保育所(園)へお問い合わせください。

※年収 360 万円未満相当の世帯の児童と第3子以降の児童は、副食費が免除されます。

免除、または免除が解除となる場合は、市より通知が届きます。

第3子保育料等無償化

伊賀市では生計を一にする兄弟が2人以上いる場合の保育料や副食費は無償です。また、兄弟と別居していても生計を一にしていると判断できれば対象となります。ただし、兄弟が独立し生計を営んでいる場合は対象外です。

特別保育事業等の概要

実施園については11ページの一覧表でご確認ください。

事業名	事業概要																				
<p>延長保育 (保育標準時間利用者)</p>	<p>通常の保育時間を超えて保育をします。 月～金曜日 18時～19時</p> <table border="1" data-bbox="547 347 1465 607"> <thead> <tr> <th data-bbox="547 347 775 495">児童の年齢 (4月1日時点の 満年齢)</th> <th colspan="4" data-bbox="775 347 1465 412">1ヶ月あたりの利用料</th> </tr> <tr> <td data-bbox="547 495 775 551">3歳以上児</td> <td data-bbox="775 495 940 551">2日以内</td> <td data-bbox="940 495 1104 551">3日～5日</td> <td data-bbox="1104 495 1289 551">6日～10日</td> <td data-bbox="1289 495 1465 551">11日以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="547 551 775 607">3歳未満児</td> <td data-bbox="775 551 940 607">1,000円</td> <td data-bbox="940 551 1104 607">2,500円</td> <td data-bbox="1104 551 1289 607">5,000円</td> <td data-bbox="1289 551 1465 607">8,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="547 607 775 663"></td> <td data-bbox="775 607 940 663">1,400円</td> <td data-bbox="940 607 1104 663">3,500円</td> <td data-bbox="1104 607 1289 663">7,000円</td> <td data-bbox="1289 607 1465 663">10,000円</td> </tr> </thead> </table> <p>※保育料階層が「2」以下の場合は半額になります。</p>	児童の年齢 (4月1日時点の 満年齢)	1ヶ月あたりの利用料				3歳以上児	2日以内	3日～5日	6日～10日	11日以上	3歳未満児	1,000円	2,500円	5,000円	8,000円		1,400円	3,500円	7,000円	10,000円
児童の年齢 (4月1日時点の 満年齢)	1ヶ月あたりの利用料																				
3歳以上児	2日以内	3日～5日	6日～10日	11日以上																	
3歳未満児	1,000円	2,500円	5,000円	8,000円																	
	1,400円	3,500円	7,000円	10,000円																	
<p>延長保育 (保育短時間利用者)</p>	<p>開所時間～8時30分まで 1回200円 16時30分～18時まで 1回200円</p>																				
<p>土曜保育</p>	<p>土曜日に保育が必要な場合は在籍する保育所(園)で利用することができます。 午後の保育は私立保育園のみで実施しています。(利用には毎回申込書が必要です。) ※土曜日の利用については、必要最小限の利用と家庭保育にご協力いただくようお願いいたします。</p>																				
<p>休日保育 (日曜・祝日保育)</p>	<table border="1" data-bbox="547 1131 1465 1400"> <thead> <tr> <th data-bbox="547 1131 775 1279">児童の年齢 (4月1日時点の 満年齢)</th> <th data-bbox="775 1131 1465 1279">日額利用料(おやつ代含む)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="547 1279 775 1335">3歳以上児</td> <td data-bbox="775 1279 1465 1335">2,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="547 1335 775 1400">3歳未満児</td> <td data-bbox="775 1335 1465 1400">2,600円</td> </tr> </tbody> </table>	児童の年齢 (4月1日時点の 満年齢)	日額利用料(おやつ代含む)	3歳以上児	2,000円	3歳未満児	2,600円														
児童の年齢 (4月1日時点の 満年齢)	日額利用料(おやつ代含む)																				
3歳以上児	2,000円																				
3歳未満児	2,600円																				
<p>曙保育園のみで実施 ※曙保育園への入所の有無に関係なくご利用いただけます。 【時間】8時30分～17時30分 【利用定員】概ね10人 (3歳未満児概ね5人、3歳以上児概ね5人) 先着順 ※詳しくは曙保育園へお問合せください。</p>	<p>※上記利用料の他に登録料と団体保険料(実費徴収)が必要です。 ※市内の保育所(園)に在籍している児童が利用する場合は、在籍する保育所(園)で前後1週間の中で平日に1日休むことで休日保育利用料が免除となります。 なお、それ以外の児童が利用する場合は、料金が発生します。 詳しくは曙保育園へお問い合わせください。</p>																				

事業名	事業概要									
<p>一時預かり事業</p>	<p>保護者の就労形態や疾病による緊急時に在宅の児童を一時的に保育します。その他、保護者の都合による場合でも利用できます。利用する理由により、利用できる回数等に制限があります。詳しくは、実施保育所(園)へお尋ねください。</p> <p>時間 月～金曜日 8時30分～17時</p> <p>※曙保育園のみ土曜日も実施。時間は17時30分まで。</p> <table border="1" data-bbox="557 510 1453 775"> <thead> <tr> <th>児童の年齢 (4月1日時点の満年齢)</th> <th>日額利用料 (給食費含む)</th> <th>曙保育園日額利用料 (給食費含む)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳以上児</td> <td>1,500円</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>3歳未満児</td> <td>2,000円</td> <td>2,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【一時預かり事業の利用料無償化給付を受けるためには申請が必要です】</p> <p style="text-align: right;">※3ページ参照</p> <p>「保育の必要性の認定」を受ける必要がありますので、下記の申請書等を提出してください。</p> <p>①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・3号)</p> <p>②保育が必要な事由を証明・確認できる書類 (必要な添付書類の詳細は、2ページまたは利用申込兼教育・保育給付認定申請書裏面を参照してください。)</p> <p>③マイナンバー(個人番号)申告書</p> <p>※別途登録料・保険料が必要です。(料金は保育所(園)により異なります。)</p>	児童の年齢 (4月1日時点の満年齢)	日額利用料 (給食費含む)	曙保育園日額利用料 (給食費含む)	3歳以上児	1,500円	1,600円	3歳未満児	2,000円	2,200円
児童の年齢 (4月1日時点の満年齢)	日額利用料 (給食費含む)	曙保育園日額利用料 (給食費含む)								
3歳以上児	1,500円	1,600円								
3歳未満児	2,000円	2,200円								
<p>病児保育</p>	<p>病気のため、保育所(園)・幼稚園等での集団生活が困難で、保護者の勤務等により、家庭で保育ができない児童を一時的にお預かりします。</p> <p>伊賀市では病児保育を「ゆめこどもクリニック伊賀」に委託しています。</p> <p>【お問合せ】</p> <p>・病児保育室の予約等に関すること ゆめこどもクリニック伊賀 病児保育室 (伊賀市小田町 258-2) 電話:0595-24-7605</p> <p>・病児保育事業に関すること 伊賀市役所 こども未来課 電話 0595-22-9677</p>									

※みどり保育園には、かしのみ園(心身障害児療育保育施設)が併設されています。

伊賀市内 保育所(園)・幼稚園・認定こども園一覧表

●公立保育所(園) (開所時間 平日7時30分～18時 土曜日7時30分～12時30分 施設により一部異なります)

施設名	所在地	予定定員(人)	電話	延長	一時	休日
猪田保育所	猪田1470-1	60	21-4720	○		
神戸保育所	上神戸764-3	40	38-1303	○		
しろなみ保育所	久米町103-1	90	21-1866	○		
新居保育所	西高倉4642-1	100	21-2952	○	○	
柘植保育園	柘植町1888	80	45-2125	○		
西柘植保育園	新堂118-1	90	45-3178	○	○	
壬生野保育園	川東2652	70	45-3179	○		
希望ヶ丘保育園	希望ヶ丘西4-5-30	90	45-7111	○	○	
島ヶ原保育所	島ヶ原4736	60	59-3058	○	○	
あやま保育所	馬場1090-2	140	43-0120	○	○	
ともだ保育所	中友田1311-1	40	43-1077	○		
たまたき保育所	玉滝9530-1	40	42-1602	○		
大山田保育園	平田7	160	47-0002	○	○	
さくら保育園	阿保1152	190	52-0136	○	○	

●私立保育園 (開所時間 月曜日～土曜日 7時～18時 施設により一部異なります)

施設名	所在地	予定定員(人)	電話	延長	一時	休日
曙保育園	上野徳居町3272-2	200	21-2222	○	○	○
睦保育園	上野桑町2173	100	21-2244	○		
三田保育園	三田1668	50	21-1965		○	
中瀬城東保育園	西明寺118	140	21-1937	○		
友生保育園	上友生675	60	21-4804		○	
花之木保育園	大内792-1	50	23-1048		○	
分園予野保育園	予野9513-1	20	39-0822			
長田保育園	長田2297	30	21-3855		○	
みどり保育園	上野車坂町655-4	200	23-0204	○		
ひかり保育園	小田町141-1	110	23-0139	○		
みどり第二保育園	緑ヶ丘本町1681-2	105	23-5071	○	○	
府中保育園	東条74	140	23-8393	○	○	
ゆめが丘保育園	ゆめが丘5-14-1	200	22-9955	○		
いなこ保育園	市部11-1(R3.12月まで)	60	36-9003	○		
	上郡56-1(R4.1月～R5.1月のみ)					

●幼稚園

施設名	所在地	予定定員(人)	電話
〈公立〉桃青の丘幼稚園	上野丸之内177-1	220	26-5770
〈私立〉白鳳幼稚園	上野伊予町1067-1	105	21-0091

●認定こども園

施設名	所在地	予定定員(人)	電話
〈私立〉認定こども園青山よさみ幼稚園	柏尾1397-14	121	52-0433

※いなこ保育園については、2022年(令和4年)1月～2023年(令和5年)1月を目処に園舎の建て替えをします。

その間の保育は、旧依那古第2保育所(上郡56-1)でおこないます。

